

# 戦前と戦後の失業に関する統計調査

—— 標本の抽出と失業の把握に焦点を当てて ——

山口 幸三

本稿の目的は、標本の抽出と失業の把握に焦点を当てて、戦前の失業に関する統計調査について明らかにし、戦後の失業に関する統計調査との継続性や戦後の調査への影響について考察することである。戦後の労働力調査では、戦前の失業統計調査と比べて、標本の抽出方法や失業状態の判定方法において、大きな転換がなされた。また、戦前と戦後の大きな違いは、統計調査を継続的に実施し、失業統計のための様々な検討ができる環境が整っていたかどうかにあったと考えられる。一方で、戦前に標本抽出理論を適用した抽出集計を行っており、戦後の国勢調査の1%抽出速報結果は、それを做っていると考えられる。戦前の失業状態の判定方法や潜在失業者等の把握への問題意識は、戦後の労働力調査臨時調査、就業構造基本調査へと継承されていると推測される。

JEL Classification Codes: J60, N35

## 1. はじめに

終戦まもなく開始された労働力調査は、米国の現在の経常人口調査(Current Population Survey)を参考に、新たに調査設計されている。この戦後の労働力調査は、戦前の失業に関する統計調査とは切り離されたものであるのか、それとも何らかの影響を受けているのかを探りたいと考えている。そのために、本稿では、戦前の統計調査の仕組みを調べ、どのような考えで調査を行い、何を把握しようとしていたのかを明らかにし、戦前と戦後との継続性や戦後への影響について解明していく。

具体的には、2つの事柄、標本の抽出と失業の把握に焦点を当てることにする。まず、標本の抽出について、労働力調査が標本抽出理論に基づく標本調査であることに対して、戦前の失業に関する統計調査が調査対象の範囲を制限し、調査地域を限定した標本調査であったことに鑑み、戦前では、標本抽出理論の知識はどの程度のものであったのか、標本抽出理論に基づく標本調査についてどのような認識をもっていたのかを考察する。戦後の労働力調査の標本設計において、戦前から影響を受けていないのかどうかについても探ることにする。

次に、失業の把握について、労働力調査が特定の期間の就業状態を調べる労働力方式<sup>1)</sup>を採っているに対して、戦前の失業に関する統計調査では、平常の就業状態を調べる有業者方式によることを踏まえて、戦前では失業状態をどのように定義し、失業者をどのようにとらえようとしていたのか、その失業者がどのような意味をもっていたのかを考察する。戦後の労働力調査における失業とそのとらえ方について、戦前とどのように異なっているのか、戦前から影響を受けていたのかどうかについても探ることにする。

また、標本の抽出と失業の把握における国際的な動向をとらえ、その動きに対する我が国の対応や我が国への影響についても考察することとする。

## 2. 戦前の失業統計

日清戦争以後の明治29年頃から大正年代にかけて、労働争議、失業問題などの労働問題が社会問題として現れてきた。それ以前にも労働争議は発生していたが、労働問題というよりも治安上の問題として認識されていた。労働者の貧窮については、労働問題というよりも貧窮対策として考えられていた。その当時は、こうし

た問題に対処しうる労働統計が不整備であり、労働問題が深刻化するにしたがって、労働統計体系の整備が要請されていた。

こうした状況において、内務省の労働争議統計が明治30年に開始され、賃金の動的推移を把握する賃金調査として、日本銀行が大正10年に労働統計を、内務省社会局が12年に職工賃銀毎月調査、鉱夫賃銀毎月調査を開始した。賃金の格差を明らかにする賃金構造調査として、労働統計実地調査が大正13年から実施された。失業に関する統計(失業統計)調査も、大正期に開始された。このように、この時期には労働問題への対策立案のための基礎資料を得る労働統計が整備されていた。

第一次世界大戦後の失業者の急増を受けて、失業問題の基礎資料を得るために、内閣統計局は大正14年失業統計調査を実施した。この調査以前は、職業紹介統計および内務省社会局の労働者の雇入解雇調査(工場労働者異動調、鉱山労働者異動調、官業労働者異動調)により失業状態の一部を把握できるのみであった。失業問題が広く社会問題として認識されて<sup>2)</sup>、失業状態の実態を明らかにするために、本格的に失業調査を実施する必要に迫られたからである。野々村(1925)によれば、第一次世界大戦後のヴェルサイユ条約により国際労働機関(ILO)が1919年(大正8年)に設置され、その目的は現在の不正な労働状態の改善であり、その目的を達する一事項として失業の防止ということが条約の前文に規定されている。そして、同年の第1回ワシントン会議において失業に関する条約案を決議し、我が国も1922年(11年)これに批准している。この条約は、加盟各国に対して、失業に関する統計を整備・通報することを求めている。失業統計調査を実施した背景には、このような国際的な動きもあった。

失業に関する統計調査としては、兵庫県が大正12年9月に神戸市を対象に実施した臨時失業調査が、最初の失業統計調査といわれている(遊佐1924)。そのほかに、大正12年11月に実施した東京商科大学教授福田徳三による関東大震災罹災者の失業調査(福田2012)、内務省

社会局の罹災者総調査による失業調査、大阪府が大正13年2月に大阪市とその附近を対象に実施した「大阪府に於ける失業調査」がある。兵庫県と大阪府の失業調査は、地方版の失業統計調査とも言える調査であり、大正14年失業統計調査に直接的あるいは間接的に影響していたと考えられる。

昭和に入ってから、昭和2・3年末に行われた中央職業紹介事務所の推定全国主要都市失業者概数(美濃口1934)、内務省社会局による4年9月からおよそ10年間にわたって作成された失業状況推定月報、内閣統計局が実施した5年10月の国勢調査、内務省社会局が7年9・11月に実施した6大都市の失業者生活状態調査がある。このうち、失業状況推定月報は、戦前の唯一の時系列統計であり、調査によって把握するのではなく、推定したものであった。

それ以降は、戦時体制に向かったため、軍事動員による国内生産部門における労働力が不足する状況<sup>3)</sup>になっていった。そのため、昭和13年1月29日臨軍発12号で事変による失業状態の調査がなされたにすぎない(総理府統計職員養成所1950)。しかし、日中戦争で物資がないため操業できない産業では労働者の解雇があり、軍需工場などに採用されない間は失業状態であった。このような解雇の状況については、労働技術統計調査などから把握できるので、失業者については、直接的ではないが、ある程度はとらえられていたと考えられる<sup>4)</sup>。

大正期・昭和初期の主な失業統計を実施年にしたがって整理すると次のようになる。

(大正期)

大正12年9月	兵庫県の臨時失業調査
大正12年11月	東京商科大学教授福田徳三による関東大震災罹災者の失業調査
大正13年2月	大阪府の「大阪府に於ける失業調査」
大正14年10月	内閣統計局の失業統計調査

(昭和初期)

昭和2・3年末	中央職業紹介事務所の
---------	------------

	推定全国主要都市失業者概数
昭和4年9月～	内務省社会局の失業状況推定月報
昭和5年10月	内閣統計局の第三回国勢調査
昭和7年9・11月	内務省社会局の失業者生活状態調査
昭和13年1月	臨軍発12号で事変による失業状態の調査

### 3. 戦前の標本抽出と調査方法

#### 3.1 標本抽出に関すること

相原・鮫島(1971)によると、戦前、我が国では母集団を再現する形での無作為な標本抽出理論はまだ導入されておらず、戦後、標本抽出理論が取り入れられたとされている。我が国の大正期・昭和初期における標本抽出理論に関する状況はどのようであったかをみることにする。

内閣統計局は、大正13年に『抽出方法に依る第一回国勢調査結果の概観』を刊行している(内閣統計局 1924)。これは、第一回国勢調査の総申告書(現在の調査票)より千分の一世帯を抽出し、これに基づいて集計したものである。標本抽出理論に基づいて、実際に無作為抽出(方法としては系統抽出)を行い、標本誤差を算出し、結果数値についても、全世界による結果とも大差ないことを示した画期的な集計である。これに貢献したのは、本務は簡易保険局にあって、国勢調査のために内閣統計官兼務となった亀田豊治朗と考えられている。

社会学者の戸田貞三は、第一回国勢調査の調査票より千分の一世帯を抽出した写しを内閣統計局からみることの許可を受け、統計的な家族分析に利用したことを、『家族構成』(戸田1937)で述べている。それ以前の『家族の研究』(戸田1926)には、「この抽出法による写しの取り方は、亀田理学博士の注意深い考案に基づいてなされたと言う事であるが、この写しから整理して得られた結果と、全国の全調査票から整理して得られた結果とでは、人口の数量に就いては、僅かに百分の三しか誤差がないと言う事

である。」と記されている。

亀田豊治朗は、昭和5年東京開催の国際統計協会の会議の「第1部 方法と人口統計」で、「第一回国勢調査の結果に適用したる抽出方法」を報告している(統計時報 第32号)。英国の統計学者ポーレーは、「経済的、社会的諸問題へのサンプリングの適用」の例として、イングランドのReading(Berkshire 州都)における生活実態調査と日本の『抽出方法に依る第一回国勢調査結果の概観』を取り上げている(Bowley 1936)。亀田豊治朗は、大正9年12月の『生命保険会社協会会報』に、「簡易統計論」として標本抽出理論を報告し、この中で保険統計への応用の後に、「以上保険統計に就て述べたが、此の方法の応用は同様に国勢調査、人口動態統計等に及ぼすを得べし」と述べている(亀田1920)。したがって、亀田豊治朗は、標本抽出理論に基づき、第一回国勢調査の調査票を用いて、実際に標本抽出するとともに、推定も行ったものと考えられる。この抽出による調査結果について、亀田(1933)は「抽出調査は関東大震災の為国勢調査の製表が予定通り進行出来なくなった際し、応急の方法として内閣統計局で採用せられ相当の成果を収めたもの」と述べている。

抽出による調査結果は、第一回国勢調査に続いて、昭和5年の第三回国勢調査においても作成され、7年の『抽出調査に依る昭和5年国勢調査の概観』には、「今回大正9年第一回国勢調査の場合と同様所謂抽出調査の方法を用いることとし、総申告書より若干数を抽出し、之に基きて調査の各事項に関する概数を得たるを以て、茲に之を公表することとしたり。」と記載されている(内閣統計局 1932)。第一回と同様の抽出方法を用いて各事項に関する概数を得て、併せて「標準偏差」と「抽出調査方法と標準偏差算出の基礎理論」についても記載している。守岡(1955)は、「昭和5年国勢調査の1/1000抽出集計は、実際標本誤差の点からみると、個人を抽出単位とする単純任意抽出による1/1000抽出集計と殆ど同等である。」と評している。

### 3.2 失業統計の調査方法

亀田(1925)は、失業統計の調査方法として、①職業紹介所の求職人員、求人数、紹介数、②工場・会社の廃休業、人員減少等を調査、③労働組合所属員に就き新失業数、及現在失業人員を調査、④失業保険の記録、⑤或る時日の失業人員を静態統計として調査、があるとしている。最初の二者は不正確で単に大体の状況がわかるにすぎない。第3の労働組合の調査によるものは外国にてもこれを実行している場合が多いとしている。なかでも失業給付を与える労働組合の調査は比較的信頼し得るとしている。第4の失業保険については、労働者を強制加入せしむ場合には、精確な調査ができるとしている。最後の第5の静態調査に依る方法は、外国でもこれに依った例が少ないとしている。結論としては、失業保険の記録によるものが理想に近く、次が労働組合による調査および静態調査としている。我が国では、まだ失業保険の制度もなく、労働力組合も発達不十分であるから静態調査以外には適当な方法がないとしている。

そして、静態調査の方法について論じ、調査対象の範囲を制限し、調査地域も限定的とし、限定した調査地域内の調査対象すべてを調査する方法をとって、年に4回または6回実施したいとしている。1年間の静態調査の実績と工場・会社の新設、廃休業、人員増減に関する統計を対比させて、以後は後者の統計によって推定したいとしている。この時点では、静態調査について、従来の標本調査の範囲での実施を考えており、標本抽出理論に基づいた標本調査の考えは窺われない。

我が国は、前述した国際的な背景の中、欧州諸国と異なる事情から静態統計として調査するしか方法がないとして、大正14年に国勢調査と併せて失業統計調査を行ったと考えられる。内閣統計局(1925)には、「現在我が国では、諸外国の如く労働力組合の調査も失業保険による調査もなく、僅に職業紹介所の求人、求職および職業の統計によりて、失業状態の一角を窺知し得るに過ぎない有様である。」と記している。内閣統計局が実施した失業に関する統計調査

は、大正14年失業統計調査と昭和5年国勢調査だけであったが、昭和7年および10年には失業統計調査を計画していた。7年の調査は、調査地域を6大都市に限定する標本調査として、10年の調査は、昭和10年国勢調査の附帯調査として計画されていた(近代統計発達史文庫[186,187])。計画されていた失業統計調査における調査方法に対する考え方は、大正14年の調査を継承していると言える。実際には、どちらの失業統計調査も実施されなかった。

### 3.3 海外における調査方法

国際的には、1925年(大正14年)の「第2回国際労働統計家会議に於いて採択せられたる決議」において、「失業統計は、失業保険、労働組合、職業紹介所によって得るようすべきとし、これらの方法により十分な統計が得られない場合は、人口調査もしくは産業又は職業調査に際し失業者数に関する統計を取ることを企てるか、そうでなければ全人口又は全人口の適当にして十分なる代表に就いて時々調査を行うことによって失業者の総数及び状況を確認すること。」とされている(統計時報 第13号)。また、1925年(大正14年)の第16回国際統計協会総会においても同様の決議がなされている(統計集誌 第540号)。

この時点では、国際的にも失業統計は、失業保険、労働組合、職業紹介所などから得られており、人口センサスを除けば、静態調査を実施している例はほとんどないとみられる。人口センサスにおける失業の調査は、平常の就業状態を調べる有業者方式の調査であった。我が国はやむ得ない措置で調査を実施したものの、下條(1925)は、講演で「諸外国にも殆ど例のない大規模な調査であります」、そして「国際統計家会議にこの調査のことを報告しました所各国政府の非常なる注意を惹きまして今やこの調査の結果如何は国の内外を挙げて識者の注目して居る所であります」と発言している。我が国のこのような調査は、諸外国でも採用され、米国、オランダ、アルゼンチン等において全国的な失業調査が実施された(水谷1938)。

米国は、欧州諸国のように公共職業紹介所や失業保険などが整備されていなかったために、失業統計としては人口センサスでの付帯的な失業調査、労働組合の失業報告、雇用統計(事業所の賃金台帳からの報告)からの資料しかなかった。行政上の必要性から地方の大都市で失業調査が実施された<sup>5)</sup>が、1929年(昭和4年)秋から始まった大恐慌を前に、失業に関する包括的かつ客観的な失業統計を得るために、1930年人口センサスの一環として失業調査が実施された。1931年(昭和6年)には1930年失業センサスを補足する目的で特別失業調査が実施された。その調査結果については、有業者方式の失業調査の限界を示すとともに、調査時点の就業・不就業を問題にしている点で、「労働力調査方式の失業調査の端緒的な契機になった。」としている(船木1963, 1965)。

その後、1937年(昭和12年)に米国は失業登録センサス<sup>6)</sup>を行っている。同時に、この失業登録センサスの正確性・信頼性を検討するために、失業登録チェック・センサスが実施された。この時の調査方法は、「本調査は郵便に依る任意記入の形式で、全国の15歳乃至74歳の失業者を調査し、その足らざる部分は全調査区域より任意に選択した約195万の失業者を擁する1,864地区の戸別調査により補整したものである。」としている(統計時報第79号)。岩井(1992)によれば、失業登録チェック・センサスは、無作為抽出を適用した最初の標本調査であり、我が国でもそれを認識していたと考えられる。また、この調査は労働力方式の初めての適用でもあった。

この失業登録チェック・センサスの経験を基に、無作為抽出を適用した標本調査、毎月失業調査(Monthly Report of Unemployment)<sup>7)</sup>を1940年(昭和15年)3月から実施した。1930年代の大恐慌と失業者救済政策の実施の過程で、失業救済調査、地方における失業調査、1937年失業センサスが実施され、労働力方式が形成され、その成果として、1940年人口センサスでは労働力方式が採用された。

## 4. 戦前の失業に関する統計調査

### 4.1 失業統計調査

大正14年失業統計調査は、大正14年10月1日に第二回国勢調査と同時に実施されている。内閣統計局(1925)には、失業統計調査の趣旨として、「現下わが国における労働問題につき、解決を要する案件は少なくないが、ことに失業問題を解決するとは近年引続財界不況のため、失業者続出している刻下の情勢より見て最も緊急なることと考えられるのである。しかしてこれが解決施設を適切妥当ならしむるには、先以て失業状態の真相を審にするに足る統計資料を要することは当然のことである。」と述べている。この調査実施前には、6大都市において、失業者対策として冬期の失業救済事業が実施されることになり、その事業規模を定めるための資料としての性格をも持つことになった。

調査の概要について、調査対象は、賃銀労働者、給与生活者、日雇労働者、ただし自営業者、実収月額200円以上の給与生活者、芸娼妓、酌婦、仲居等は対象外である。失業者は、失業当時労働者又は給与生活者であった者で、調査当時現に失業状態であった者、ただし日雇労働者は、失業したか否かは専ら調査の直前の9月30日の状態で決めるとしている。調査地域は、全国主要24都市(2町を含む)およびその附近である。主要都市に限定したのは、国勢調査と同時に全市町村で調査員調査を実施するのは、不可能と考えられていたためである。調査項目は、現に失業である者に加えて、調査時点では有業者であるが、過去1年間に失業したことのある者に失業当時の諸事項について把握するなど失業者の状態を知ることができるようになっている。失業者に対する調査項目は、1)氏名 2)男女の別 3)出生の年月 4)配偶の関係 5)世帯主なるや否や 6)世帯員数(但し世帯主なる失業者の場合に限る) 7)失業当時の職業 8)失業当時の勤務先 9)失業の原因 10)失業の年月日 11)失業当時の賃銀又は給料、有業者に対する調査項目は、1)氏名 2)男女の別 3)出生の年月 4)配偶の関係 5)現在の職業

6)現在の勤務先、次からの項目は最近1か年内に失業したことのある者に付いて、7)失業当時の職業 8)失業当時の勤務先 9)失業の原因 10)失業の年月日 11)失業当時の賃銀又は給料 12)失業後就職したる年月日 13)就業当時の賃銀又は給料である。

この調査の特徴は、第1に、調査対象者が200万人を超える大規模な調査<sup>8)</sup>であるものの、無作為抽出の標本調査ではないので、全国の失業者数を推定することはできないこと。ただ、国勢調査と並行して実施されているので、全国全地域の中での調査対象地域をとらえられ、地域の特徴を把握できたと考えられる。第2に、この調査では、自営業者が失業し就業を希望する者や、学校卒業後就業を希望するものの就業できていない者などは、失業者として扱われない狭義の失業者をとらえていること。「同盟罷業又は工場閉鎖の為就業せざる者」も失業者に含まれない。さらに、調査要綱には、「失業当時の業務に比し収入及其他の点に於て不満足なるも現に就業機会を得たる者」も失業者から除かれている。いわゆる潜在失業者あるいは不完全就業者も失業者に含まれないことになっている。定義に従えば、自らは失業者と思っている者の大半は、統計上は失業者としてとらえられないことになる。当時の中央統計委員会は、失業の定義を「就業の能力意思を有し且能力に適當せる就業を得ざる状態」にする修正意見を出したものの、「実査に当りては適當なるや否やを認むる標準困難」として採用されなかった(総理府統計局 1973)。これらのことから、「失業状態の真相を解明し失業救済並防止の根本資料を整備する」(内閣統計局 1927)を目的とする調査としては、不十分であったと考えられる。第3に、失業者だけでなく、自営業者を除く有業者も調査することによって、失業者が有業者と失業者(調査人口)に占める割合を求めることが可能になっている。全調査地域の失業者数は105,612人、調査人口2,355,015人に対する失業者の割合は4.48%であった。

調査対象の範囲を制限したのは、東京市統計課(1925)の「社会のあらゆる職業を通じて苟も

失業したる者全部を調査することは誠に望ましい事で理想であるが斯くては莫大な経費が要するのみならず是れ等を調査しても一時に全失業者に満足を与へる救済施設をすることは到底不可能である故にまず救済の急を要する失業問題の中心を為す労働者に就て調査することは各国の例である労働の既得権を失った者を第一に救済するのは目下の急務である。」が、当時の考えをよく表している。一方で、大阪府社会部調査課(1926)は、調査対象の範囲を制限したことを問題点として指摘している。その他、調査の時期と方法、申告書の記入方法、申告書の組立についても問題点を記している。また、猪間(1926)によれば、当時調査結果について批判があったとされている。

これらのことから、初めて広域的に失業者をとらえた画期的な統計調査であったものの、さまざまな問題点が内在し、失業者を正確に把握できていなかった面もあったと考えられる。また、この調査は、戦前におけるその後の失業調査に影響を与え、調査をする上での基準となっていたと推測される一方で、大規模調査で多くの経費と労力がかかったため、再度このような調査を実施するには、財政面と調査体制面の対応が障害になったと考えられる。

## 4.2 国勢調査

昭和5年10月1日実施の第三回国勢調査における失業状態の把握は、独立した調査ではなく、国勢調査の調査項目の一部として組み込まれている。内閣統計局(1938)は、我が国の実情から「失業に関する資料を得んが為には特別に失業調査を施行するか又は今次調査の如き機会を利用して極めて簡易なる事項を調査するの外なかるべし。」としている。単独の失業調査を実施するには、4.1節で指摘したように困難な問題があるため、国勢調査の一調査項目として調査することにしたと考えられる。

有業者、無業者の判定について、有業者は「平素本業としてなんらかの職業または職務に従事しているもの」で、「主婦や学生などで片手間に職業に従事する者が含まれない」と規定

されている。これらの者を全人口から差し引いたものが無業者、無業者のうち失業者は、失業統計調査の規定を継承し、「就業能力及意思を有し就業の機会を得ざる者」とし、「同盟罷業又は工場閉鎖の為就業せざる者は失業者と認めざることとした。」としている。対象は賃銀労働者、給与生活者、日雇労働者としている。調査項目は、1) 氏名、2) 世帯に於ける地位、3) 男女の別、4) 出生の年月日、5) 配偶の関係、6) 職業、7) 所属の産業、8) 失業、9) 従業の場所、10) 出生地、11) 民籍又は国籍、12) 住居の室数である。申告書上では、失業は本業の職業に関する項目の一つとして「現に失業して居る者は失と記入すること。」で調査している<sup>9)</sup>。失業統計調査と同様に、職を失った者が、日雇労働に従事しても、農業を手伝っても、内職をしたとしても、失業者とはならないが、その仕事の本業ではなく副業程度であれば、失業者とされた。ただし、その仕事を本業とするか副業とするかを判断する客観的な基準は示されていない。調査地域は全国で実施された。

国勢調査の失業に関しての調査の性格は、全国の失業者数が初めて明らかになったというように、失業者の構造的な面をとらえるというよりも、失業者の実数を把握する調査と言える。失業者数は319,813人、失業者の有業者と失業者に対する割合は1.07%であった。大正14年失業統計調査と著しく違っているが、失業統計調査での有業者の範囲は、労働者、給与生活者のみだが、国勢調査では自営業者、家族従業者等が含まれているからである<sup>10)</sup>。

尾高(1984)は、戦間期の労働市場について、我が国の戦間期における失業率は、大不況の最中で数%の低さであった。それにもかかわらず、同期間中には多量の潜在失業者を擁していた。労働市場は概して供給過剰の状態のまま推移したことを明らかにしている。さらに、労働市場に失業率の規模を低水準に維持する緩衝機能を内蔵しており、こうした機能は、第二次世界大戦後にもそのまま受け継がれたと述べている。

#### 4.3 失業状況推定月報

大正14年失業統計調査および昭和5年国勢調査では、失業者の時間の経過による変動の状況がわからず、客観的に失業者数の増減をとらえられない。当時は、失業者が出身農村に戻り、農作業に従事することなどして失業者に数えられないことにより、季節によって失業者数が増減していると考えられていた。そこで、失業者数を時系列的に把握できるように作成されたのが、失業状況推定月報である。この統計は昭和4年9月からおよそ10年間作成された。

失業状況推定月報は、各府県が府県内の雇用者数および失業者数を推定したものである。各府県は、実際に調査するのではなく、府県内の各市町村からの報告を受け、それをまとめればよいことになっていた。各市町村から報告がされない場合もあったようである。なるべく経費や労力をかけないために、このような方法を採用したと推測される。

失業者の定義は、大正14年失業統計調査と同様であるが、日雇労働者を失業者と認定する基準は異なっている<sup>11)</sup>。各府県が報告する数値には、定義どおりには推計されない場合があったようである<sup>12)</sup>。『統計集誌』第585号では、「調査方法が不十分のため正確な失業統計と見ることにはできないが、大体の失業状況の傾向は見ることは出来る。」と、『統計集誌』第588号では、「この社会局の統計が正確な失業者の実数を示すものではないことは社会局自身でも承認しているところである。」としている。加瀬(1997a)は、「この推計値は10余年にわたって同一規則によって収集された、同一の名称の統計であったにもかかわらず、時系列的にも府県間の比較についても、そのままでは利用可能でないと判断される。」としている。

前述した亀田(1925)においても、時系列的に失業者をとらえていくことの必要性を認識し、調査方法についても述べられていたものの、実際には、そのような調査による失業者の把握が行われることはなかった。

#### 4.4 失業者生活状態調査

失業対策の一環として、職業紹介事業の公営化、職業紹介法の制定(大正10年)に基づく公設化、6大都市を中心とした失業救済事業の開始(14年以降)などが実施された。さらに深刻化する失業問題に対応するために、昭和7年に少額給料生活者失業応急事業として、「失業救済事業の量、賃銀、失業共済給付金等の標準を適正ならしめ其他各種失業対策の参考に資する」目的で実施されたのが、失業者生活状態調査である。失業状態の実態を明らかにする目的だけではなく、失業救済事業のために行われ、この調査自体が救済事業の一部として実施された<sup>13)</sup>。

調査の概要について、調査対象は、日雇労働失業者(登録労働者、登録希望労働者)、知識階級失業者(知識階級登録者、知識階級登録希望者)、工場労働被解雇者、交通労働被解雇者である。調査地域は、東京、大阪、横浜、名古屋、神戸、京都の6大都市、調査の時期は、昭和7年9月と11月である。失業者に対する調査項目は、1)氏名 2)出生地 3)世帯に於ける地位 4)配偶関係 5)所属労働組合の有無 6)現住所 7)教育程度 8)前職業 9)前職就業地 10)前職に於ける収入 11)前職退職の時の手当 12)前職失業の時・最初労働手帖交付の時 13)失業原因 14)失業と居住との前後関係 15)希望職業 19)性別 20)年齢 21)健康状態 23)現職業の副業 24・25)勤務又は就労日数(9月・11月)<sup>14)</sup>である。

調査の特徴は、第1に、調査対象者について、既登録労働者、登録希望者は職業紹介所備登録台帳又は登録申込票により抽出、被解雇者は会社、工場又は官公署につき比較的最近の解雇名簿より抽出していること、これは失業統計調査などで定義されている失業者の要件に合致しているかどうかは考慮されていないことを意味する。第2に、失業統計調査と比べても、調査地域が6大都市と限定されていること、これは失業問題がより深刻な地域として選定していると考えられる。第3に、6大都市に限定する反面、調査項目はより詳細で、失業者の生活状態を把

握できる内容になっていることである。このような詳細な内容を調べるには、調査地域をより限定する必要があるとも考えられる。

#### 4.5 失業の把握

失業に関する統計として、4つの主な統計をみてきた。失業の把握について、失業状況推定月報を除く戦前の統計調査の特徴としては、①対象とする失業者の範囲が狭いこと、②国勢調査を除いて調査地域が限定されていること、③1時点(調査時点)の状況のみで、継続的な把握はできなかったことが挙げられる。調査の内容からみて、2つの系列の調査、つまり失業者の実数を把握する国勢調査と失業者の構造面を把握する失業統計調査、失業者生活状態調査に整理できる。しかし、構造面を把握する失業統計調査と失業者生活状態調査では、前者が失業状態を把握するものであるのに対して、後者が失業状態だけでなく、失業者の生活状態をも把握するものと異なっている。

調査対象の範囲が狭いのは、失業者を「職を失った者」、それまで雇用されていた者のうち解雇させられた者ないしは離職せざるを得なかった者と定義し、学校を卒業して就職活動している者や自営業を辞めて求職活動している者は、失業者に含まれないからである。調査地域が限定されていることは、失業者の範囲とも関連があると考えられる。つまり、調査する失業者が労働者、給与生活者に限られていて、その多くは大都市で生活しているため、「雇用されていて、その職を失った者」を把握するためには、調査地域を選定するとすれば、大都市にならざるを得なかったと考えられる。

昭和7年および10年に失業統計調査が計画されていたと前述したが、これらの調査の調査項目について、7年は大正14年失業統計調査と同じであるが、昭和10年は5項目を除いた6項目と縮小している。また、昭和10年は国勢調査の一調査項目として施行する計画案もあった<sup>15)</sup>。失業の定義は、「就業の能力及意思を有しかつ就業の機会を得ざる状態をいう」とし、大正14年失業統計調査および昭和5年国勢調



査において失業者外としていた、「未就業者又は自営業たりし者も失業の定義に該当する者として調査する」としている。さらに、「半失業者及び日傭労働者の取扱に就ては、今後の研究に待ち、決定する」としている(近代統計発達史文庫[186, 187])。当時の社会情勢を背景に、都市の給与生活者や労働者で職を失った者だけでなく、農村から都市に職を求めて流入してくる者や自営業を辞め、職を探す者などが多くなるにつれて、財政的な制約や調査の実効性などから狭くしていた失業者の範囲を、広げざるを得なくなったものと推測される。これは、「職を失った者」と狭義の範囲に制限していた失業者の定義を、「職がなく、職を探している者」により近づける検討がなされ、潜在失業者や不完全就業者についても意識していたと考えられる。ただ、潜在失業者等を把握する場合の定義や方法について、現実的な対応をとることが難しかったのだと推測される。

それ以降は、前述したとおりに戦時体制に向かい、失業問題が重要視されなくなり、失業統計調査を実施することはなくなった。そのため、失業統計の検討も、失業統計を進展させることもできなくなったと考えられる。

## 5. 戦後の失業に関する統計調査

### 5.1 労働力調査

戦後、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)の指導の下に、標本抽出理論が導入された。労働力調査は、GHQの指令に基づいて、国民の就業・不就業を明らかにするために、標本抽出理論を2番目に適用した調査として、昭和21年9月から開始された<sup>16)</sup>。米国の当時の毎月労働力調査(Monthly Report on the Labor Force)<sup>17)</sup>を参考に調査設計されている。就業状態を調べる方法としては、特定の期間に収入を目的とした活動に従事したかどうかで判定する、労働力方式が採用されている。この方式は、労働力調査で戦後初めて導入されたものである。

労働力調査は、昭和21年9月から22年6月までは試験的な時期とされ、22年7月から本格的に施行された(総理府統計局 1955)。試験

的な時期の労働力調査<sup>18)</sup>について、昭和21年12月に派遣された統計使節団(いわゆるライス使節団)提出摘要報告書によれば、調査質問書が日本の現状に適合していないため、真に必要な情報を抜き出し得なかった、サンプルとなる世帯の選択が非効果的であったとしている(総務省政策統括官(統計基準担当)室 2017)。

本格的に実施された昭和22年7月からの調査の概要をみていく。労働力方式では、調査期間が定められており、毎月第1日曜日から始まる1週間である。昭和25年8月からは月末1週間に変更されている。失業とは、働く意思と能力を持っていながら、現実に業に就いていない状態である。収入を目的とした活動に1時間でも従事した人は就業者と数えられ、失業者は、「調査期間中就業時間が1時間もなく、かつ適当な仕事がない為或いは材料、賃金、動力の不足等の制限の為又は季節的な閑散の為収入を目的とする活動を望みながらも之に少しも従事できなかった者」とされている。

失業者の定義には、昭和22年7月時点でも求職の条件はなく、24年5月に求職の条件を加えたことにより、失業者は、「月末1週間の調査期間に収入になる仕事に就かなかった者で、月末1週間に求職活動をしている者」と定義され、失業者を25年1月に「完全失業者」という名称で表わして、それ以前と区別している。

調査項目は、1)氏名、2)男女の別、3)年齢、4)世帯主との関係、5)配偶関係、6)就業時間、7)就業者に付、主な仕事の就業時間が短い日又は就業しなかった日のある場合、その理由、8)仕事を持ちながら不就業の者に付、不就業の理由、9)前項に該当しない不就業者に付、不就業の理由、10)求職希望・就業希望時間等、11)前職及求職期間、12)産業及従業上の地位である。また、就業状態の分類基準は、まず就業者を優先し、次に休業中の就業者、失業者、その残りが非労働力人口の順序で分類されている。

標本設計については、市部については、市をグループに分け、それぞれのグループから市を抽出する。郡部については、郡をグループに分けて、グループごとに郡を抽出し、それぞれの

郡から町，村を抽出する。市町村から隣組(又は隣保班)を抽出して，隣組の全世帯を調べている。常時その世帯に居住する15歳以上の人を調査する。つまり，第1次抽出単位が市，郡で，第2次抽出単位が町村，第3次抽出単位が隣組の層化3段抽出法を採用している。昭和23年10月の改正では，市郡層が組み替えられ，行政的に廃止された隣組に代わる第2次抽出単位として昭和23年常住人口調査区を用い，第3次抽出単位を世帯としている。調査区は4か月ごとに一齐に交代する方法を取っている(浅井1949)。その後も，標本抽出については，変更を繰り返しており，昭和27年11月，12月にも標本設計を全面的に改めている(守岡1953)。

このように，労働力調査は，調査開始当初から我が国の特質に適合するように，何度も調査方法，調査項目，標本抽出の変更が繰り返されてきた。それは，調査を継続して行われているからこそ改善することができるのであり，戦前のように失業統計調査は一度しか実施されず，国勢調査においても昭和5年の調査でしか失業について調べられなかったのでは，そうした改善する余地もなかったと言えよう。

戦前の失業統計調査は，特定の時点において「現に失業している者」のように，被調査者の主観的な判断，意識によってとらえていたが，労働力調査は調査期間の就業・不就業の事実によってとらえているので，合理的な方法であり，得られる数値にも曖昧性が排除されている。この失業者数の変動に基づいて，雇用・失業動向や景気動向を把握することができるようになる。有業者方式は，平常の安定的な状態の把握を考えているのに対して，労働力方式は，平常の状態と関係なく，時々の変化する状態の把握を考えていると言えよう。労働力方式は，毎月実施する労働力調査には有効であり，米国では，同じ方式の調査の数値が，有効な景気指標として機能している。しかし，終戦間もない日本の混乱した時期においては，救済すべき者の数を直接的にとらえることが必要であったと考えられるので，労働力方式による失業の動向をとらえ

ることと必ずしも合致していなかったのではないかと推測される。

## 5.2 労働力調査臨時調査<sup>19)</sup>

労働力調査の失業調査として不十分な点を補う目的で，年1回～2回本調査に附帯する臨時調査が昭和24年12月から行われた。『第2回労働力調査総合報告書』(総理府統計局 1955)によれば，「失業を問題にする立場からいうと，ある調査期間内だけの状態によって就業，不就業を決定する方法は必ずしも充分でないものがある。」とし，「失業者をとらえるには，たんに，ある1週間の事実ではなく，平常の状態をも考慮して決定する必要がある。」としている。

『労働力調査報告第1号』(総理府統計局1948b)の調査結果において，失業者の数が少ない<sup>20)</sup>のは，「この調査で就業状態の決定について調査期間に収入を目的とする仕事に従事したものをすべて就業者にしていることによる」と考えられていた。少しの時間でも収入を伴う仕事をした者を就業者とすると，救済しなければならない者が失業者から脱落し，救済対策の対象となる者の数がとらえられないと考えられていたのである。終戦間もない時期においては，仕事を得られない者が多く，たとえ仕事を得られたとしても，一時的なものであったり，劣悪な条件のものであったり，定職を得ているとは思えない状況であったと考えられる。救済を必要とする失業者ほど極めて厳しい条件の下で就業しなければならず，かえって失業者が救済の必要度が低い，比較的恵まれた集団になりがちである。救済対策を実施するために，その対象者の数をとらえようとした時，潜在失業者を臨時調査で補うことを考えられたと推測される。

また，労働力調査では，調査期間中の事実によって，就業状態や就業者の仕事について調査しているので，その人が平常の就業者かどうか，調査期間中の仕事が平常の仕事と同じかどうかは分からない。このことを明らかにするために行われたのが，昭和25年10月の「平常の職業，産業，従業上の地位に関する臨時調査」<sup>21)</sup>である。昭和25年国勢調査においても，それまで

の有業者方式から労働力方式によって就業状態を判定する方法に切り替えられたため、有業者方式による調査の実施が要望されていた。このような平常の状態による調査は、その後の臨時調査で、昭和27年3月<sup>22)</sup>から36年3月まで続けられ、37年3月から労働力調査特別調査として実施されている。終戦直後の失業者を労働力調査が十分に把握できていないのではないかという問題意識は、戦前においても失業者を狭義にとらえていた以外に、潜在失業者が把握できなかったという問題意識と結びつくものがあると推測される。

さらに、就業構造基本調査が、有業者方式による調査として、昭和31年から開始されている。この調査は、有業・無業の構造的な面を調べる大規模標本調査であり、調査の目的の一つは、労働力調査の失業者から漏れる潜在失業者あるいは不完全失業者を把握することにある。就業構造基本調査と戦前の失業統計調査や国勢調査とは、どちらも有業者方式で就業状態を判定しているが、そこには相違点がある。失業統計調査等では、仕事を持っているかどうかの判断は被調査者に任されているが、就業構造基本調査では、仕事を持っているかどうかは、現に仕事を継続しているか、今後も仕事を続けていくことができるかという事実で判断している。このように就業構造基本調査は、大正14年失業統計調査を継承しつつ、臨時調査の継続的な実施によって検討された成果を踏まえて、戦後の新しい失業統計調査として実施されたと言える。

### 5.3 国勢調査

昭和22年臨時国勢調査は、名称のとおり昭和20年に行われる定期の調査に代わるものとして実施された。また、この年の3月に統計法が制定され、この統計法に基づく調査として実施されている。終戦後、海外からの引揚者や産業の崩壊による多数の失業者が発生し、そのような状況下で、失業対策の確立のために国民の就業状況を明らかにすることを目的に実施された。

失業者の定義は、現在本業としての職業を持たない者で就業の意思と就業の能力とがあって本職業を現に求めている者としている。具体的には、国勢調査期日までの1週間(9月25日から10月1日に至る1週間)内に①自営業者で材料、資金の不足、客がないための閑散、季節的閑散等のため仕事に従事しなかった者、②雇用者で適当な仕事がなく又何時仕事が始まるかわからない者、又は最後に働いた日から1か月以上出勤の要なしと通告された者、③日雇労働者で就業能力を有し、調査期間中1日でも仕事を求めているが仕事が無かった者である。なお、就業の経験なくして前記1週間中新たに職を求めている所謂未就業者を含む(総理府統計局1948a)。このように就業状態の調査方法を戦前の有業者方式から労働力方式に切り替えている。失業者に対しては、就業の経験の有無、失業前の従業上の地位、失業前の所属の産業、失業前の職業を調べている。加えて、現在本業を持っている者で調査期日前の1か月間に10日しか就業し得なかった者も失業者(部分失業者)と看破して調査の対象とし、失業者として表すとしていたが(近代統計発達史文庫[878])、申告書の調査項目「9月1日乃至9月30日間の就業日数」には記入されないことになり(総務庁統計局1989)、部分失業者は把握されなかった。

昭和22年臨時国勢調査の前年、昭和21年4月に人口調査が実施されている。この調査では調査項目に「最近1か月間の就業の状態」が設けられ、有業者方式によって調査されている。終戦直後に人口調査が多く実施されたが、昭和25年国勢調査から再び5年ごとに定期的に調査されるようになり、労働力方式によって就業状態も毎回調査されている<sup>23)</sup>。国勢調査は、5年に1回の調査であるので、有業者方式を適用することも考えられるが、労働力方式の方が就業状態を全国で同じように判定することができると考えられたためと推測される。

昭和25年国勢調査では、1%抽出集計<sup>24)</sup>による速報結果が報告されている。これは、大正9年と昭和5年の抽出による国勢調査の集計結果と同様に、早期に調査結果を提供するという

趣旨では同じものと考えられる。

#### 5.4 国際労働統計家会議

1947年(昭和22年)の第6回国際労働統計家会議において、初めて就業状態を労働力方式によって決めることが提唱された。失業については、人口調査や労働力調査によって包括的なデータを得るべきであり、それができない場合に労働組合の失業記録や職業紹介所の記録を利用すべしと決議している。戦前の第2回会議と比べて主に異なるのは、第2回の決議では失業統計が中心であったが、第6回の決議は雇用、失業、労働力統計と広汎的、包括的であること、調査方法として、標本調査が人口調査と並んで基本的な方法として重要視されていることである。失業を決める要件についても明確になっており、失業者は、一定の日において職を持たず、1週間を超えない一定の最短期間中引き続き職をもたず、かつ求職中の者で、もし職があれば就業し得る者としている。失業の3条件、職を持たず、求職活動をしていて、就業可能という条件を示している。我が国の労働力調査では、昭和24年5月の変更で、求職の条件を加えたことによって、決議に準拠したものになっている。

1954年(昭和29年)の第8回国際労働統計家会議において、より精緻化されるとともに、無給の家族従業者、レイオフの者や就業待機者の扱いについて新たな定義が採択され、第8回会議の決議が、1982年(57年)の第13回会議まで、労働力調査の実施における国際的な基準として適用されていくことになった。

### 6. おわりに

#### 6.1 標本の抽出について

戦前について考えると、我が国の標本抽出理論についての知識は、国際的に遅れていたわけではなかった。むしろ、実際に標本抽出を実施し、抽出した申告書による結果も集計し、標本誤差についても計算できる水準にあり、国際的にも画期的なことであった。

そして、標本調査の考え方を利用した集計結

果として、昭和25年国勢調査では、1%抽出集計による速報結果を報告している。これは、大正9年と昭和5年の国勢調査の抽出による集計結果と同じような発想に基づくものであり、戦前の国勢調査に倣ったものと考えられる。

標本調査に標本抽出理論が適用されなかったことを考えると、戦争への総動員体制の下では、全数調査で人員、物資についてすべてを把握する必要に迫られていた。それゆえに、戦後のような標本調査の方法を開発する環境になかったと言える。さらに環境として言えば、失業調査を1年間に数回調査する要件が整っていれば、当初は従来の標本調査を志向したとしても、米国などの情報が得られることによって、標本を無作為抽出することに結びつけられたのではないかと考えられる。それは、米国でも無作為抽出による標本調査は、失業調査や失業救済調査の試行・経験を基に確立されていったことと同様と考えられるからである。

また、国勢調査の調査票で行った標本抽出を、実際の調査に適用するには、いくつかの課題があり、その対応が必要であったと考えられる。1つは、母集団のリストが必要である。母集団リストとして、全国の全世帯のリストは考えられないので、現在のような全国の調査区リストが考えられる<sup>25)</sup>。調査区リストにしても、作成するためには、調査の実施前にそのための準備が必要である<sup>26)</sup>。2つ目は、調査区リストを母集団にするということは、世帯単位ではなく、調査区単位に抽出することになる。全国から調査区を無作為抽出することは現実的には困難であるので、都道府県(または地域ブロック)ごとに調査区数を割り当てることになる。抽出方法としては、集落抽出または多段抽出のどちらかの方法をとることになり、その理論的な裏付けも必要になる。3つ目は、集落抽出、多段抽出にしても、調査区内の全世帯のリストを作成することが必要になる。

したがって、戦時体制下では、標本調査の方法を改善する状況にはならず、戦前に標本理論に基づいた標本調査に至らなかった原因と考えられる。また、その短期間に、米国で標本調査

の方法が急速に進んだという事情が、我が国が遅れたという印象につながっていると思われる。

## 6.2 失業の把握について

戦前の失業の把握について、国際的には英国に代表されるように統計調査に依らない方法により把握されていた。我が国にはそうした方法を探れる制度が整備されていなかったため、失業調査をすることしかなく、そのために失業統計調査が実施された。この調査は大規模な調査であり、国際的にみても類をみない調査として、海外からも注目されていた。やむを得ない事情からではあるが、失業の把握のために、その当時としてできるうる範囲のことを行ったと考えられる。

戦前と戦後の失業の把握について、戦前の有業者方式から戦後の労働力方式へと転換がなされた。それを指導した米国は、大恐慌の中で、失業救済調査や地方の失業調査を実施し、それらの調査の経験を基に、失業実態の変化をとらえる有効な調査方法として労働力方式を形成した。国際的には、戦後から労働力方式が基本的な方法として採用されていくことを考えると、我が国はいち早く新たな知識を取り入れ、必ずしも国際的には遅れていなかったと言える。しかしながら、構造統計としての失業統計調査は経験したものの、時系列統計としての新たな統計調査を実施するための検討や時系列統計である失業状況推定月報を有効な統計にするための改善などが行われなかったことを考えると、我が国の失業統計は停滞していたとするのが妥当と考える。

戦後、労働力方式による労働力調査を実施していくが、有業者方式は、ある時点での雇用・失業の構造を調べる方法としては有効であると考えられる。失業者が失業者として顕在化しないで、就業者として潜在化しやすい場合に、失業者をとらえるには、特定の期間の事実だけで就業状態をとらえるのは難しく、むしろ平常の状態によって仕事をもっているか否かで判定することが考えられる。それゆえに、労働力調査臨時調査によって、有業者方式の調査を実施し

たのではないかと推測される。臨時調査では、失業者ではなくても定職に就けていない者などを潜在失業者や半失業者などとして、実態をよりよく把握できるように様々な改善を模索しながら実施していたと考えられる。このことは、潜在失業者を把握することを意識していた戦前と相通ずるものがあるとみられる。

最後に、戦前は、画期的な業績を残したにもかかわらず、継続して調査が実施されることもなく、失業統計に関する検討も短期間であった。戦後は、新たな知識を取り入れ大きな転換を図るだけでなく、我が国の特質に適合した調査方法が模索されていた。失業に関する調査が継続的に実施され、さまざまな検討がなされてきた。これは戦前と戦後との決定的な差ではあるが、戦前における国勢調査の抽出集計、失業統計調査の実施、潜在失業者への問題意識は、戦後に継承され、影響していたと考えられる。

(京都大学大学院農学研究科)

## 注

謝辞 本稿は、一橋大学経済研究所の定例研究会の討論者および参加者から有益なコメントを頂いた。また、「近代日本における統計調査制度の発展に関する研究」の参加者から貴重なアドバイスを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。

1) 就業状態を判定する方式として、労働力方式と有業者方式とがある。前者は、ある特定の期間における活動状態に基づいて判定する方法であり、後者は、平常の活動状態によって判定する方法である。

2) 第一次世界大戦以前、失業を問題とする状況は存在していたが、失業問題を現実の社会問題として認識されていなかった。そうした時代の中で、関(1910)は、失業問題を取り上げ、失業問題の構成と失業問題の解決について言及していた。

3) 昭和13年4月に「国家総動員法」が公布され、8月に「学校卒業生使用制限令」、14年3月に「賃金統制令」、「従業者雇入制限令」などの法令が定められた。

4) 笠井(1939)は、この時期の労働事情、労働力不足が強まる一方で、工場閉鎖や事業縮小などにより多くの労働者が失業に直面する、相反する現象について述べている。

5) 地方の大都市における失業調査については、近藤(1930b)が報告している。

6) 1937年(昭和12年)の失業センサスは、失業登録センサスと称され、人口センサス調査員の面接、回収による方法ではなく、失業報告カードを世帯に郵送

し、各世帯が失業報告する方法で実施された。

7) 毎月失業調査は、1943年(昭和18年)に毎月労働力調査(Monthly Report on the Labor Force)に変更された。

8) 調査対象の世帯数、人口は、世帯総数の約55%、総人口の約20%にあっている(相原・鮫島1971)。

9) 申告書において、現に失業している者は、失業直前の職業、勤務先について記入することになっている。また、「失業者と比較的幼少年者の少なきは本調査に於てまだ職業生活に入らざる者にして失業状態に在るものは之を失業者として取扱はざりしことを一因とすべく」としている。

10) 昭和5年国勢調査における大正14年失業統計調査の調査地域における失業者数は153,483人であり、全国の失業者数319,813人に対して約48.0%を占めている。この割合から推計すると、大正14年の全国の失業者数は220,064人と計算される。

11) 失業状況推定月報では、「その有業者及失業者、範囲は大正14年10月1日失業統計調査の例に依り」とある。ただ、日雇労働者の場合のみ、過去1か月間におよそ3/4以上就業したと認められるものは失業者とみなさなかった。昭和6年7月以降は過去1か月間に10日間以上失業したか否かによって判断している。

12) 大阪市社会部労働課(1932)は、「推定方法は都市により地方によりてまちまちであつて、其のあるものは職業紹介所の求職状況より推定し、あるものは実地調査を主とするなど其の間統一がない。尤も土地の事情の相違によりこれを画一することは出来得ないにしても、もつとそこに何等かの統制あることが望ましくなかるるか」とし、大阪市が採用してきた推定方法を失業状況の推定に関する一方法として紹介している。

13) 失業救済事業従事者は、これを本業とはせず、副業にも記入することを省略することになっている。

14) 番号が欠けているのは、世帯員としての調査項目である。

15) 昭和10年国勢調査の実施に当たって、内閣統計局は各省に希望意見を聞いている。それに対して、内務省は「職業の有無に関する調査及雇傭関係に在る者と否との調査」を希望した。この時の失業者には未就業者や自営業者も含むものであった。内閣統計局の回答は「成るべく経費の過大とならざる為」に、「失業又は就業に関する調査も一応調査せざることをとするの外なし」との回答であった(総理府統計局 1983)。

16) 標本抽出理論を最初に適用されたのは消費者価格調査であり、昭和21年7月から開始された。

17) Monthly Report on the Labor Forceは、1947年(昭和22年)に拡充されて名称も現在のCurrent Population Surveyとなっている。

18) 試験的な時期の調査の報告書は刊行されていないが、『労働力調査報告第1号』(総理府統計局1948b)に昭和21年10月から22年11月の調査結果と調査の概要が載せられている。近代統計発達史文庫[856]には、昭和21年8月22日の「労働力調査に関する都道府県統計課長会議」の議事録があり、試験的な時期の調査のことが説明されている。

19) 毎月実施している労働力調査とは別に年1回

～2回臨時調査の形での調査について、ここでは労働力調査臨時調査と記述する。

20) 本格的に調査が開始された昭和22年7月の失業者数は67万人、労働力人口は3,411万人であるので、失業率は1.96%と計算される(総理府統計局1948b)。

21) この調査は、報告書が刊行されず、『労働力調査総合報告書』(総理府統計局 1952b)に調査の概要と結果が収録されている。

22) 昭和27年3月、28年3月の調査は、平常の活動状態について調査せず、平常の仕事の内容について調査している。

23) 総理府統計局(1954)には、「戦前の国勢調査においては平常の職業の有無によって有業者と無業者とに区分して来たのであるが、昭和22年臨時国勢調査以来調査期日前一週間の実際の就業状態によって労働力人口と非労働力人口とに区分した。」とし、「9月24日～30日間の1週間における就業状態から」、完全失業者は「全然就業をせず、また平常仕事を持っていない者で仕事を探していた者」としている。

24) 大正9年および昭和5年の国勢調査における抽出は、世帯を抽出単位とする抽出集計を行っているが、昭和25年国勢調査では、調査区を抽出単位としている。

25) 戦前の国勢調査でも、調査区を設定して調査員によって調査を実施している。調査区は、「調査区は一調査員一日中に区内各世帯に申告用紙の配付又は申告書の蒐集を完結し得るを程度とし、大要下の標準に依ること。」として、市町村の人口規模ごとの平均受持世帯数の基準で設置された。調査員の負担が一律になるように、「調査区の世帯数は成る丈餘り懸隔のないよう」にされている。全国を通じて調査区数202,770にして、1調査区平均約55世帯、1調査区平均人口276人であった(内閣統計局 1933)。大正9年国勢調査において、安達郡および南会津郡から世帯数によって調査区の規模が機械的に定められることに伴う問題点が指摘されている(佐藤2015)。設定においては、「調査区の区域は成るべく大字、小字等地理上独立の呼称を有す区域に依り、之に依り難きときは、山岳、丘陵、河川、溝渠、道路、鉄道、電信、電話線等判明なるものを以て境界とすること」(内閣統計局1933)としている。

26) 戦後においても、調査区を直接抽出するには、抽出用の名簿が必要であり、昭和27年11月から国勢調査調査区および同一覧表を標本調査の抽出単位として利用できるように修正した「抽出用単位区番号名簿」が設けられ、標本抽出方法の変更を行っている(守岡1953)。

## 参 考 文 献

- 相原茂・鮫島龍行(1971)『統計日本経済』筑摩書房。  
 荒木誠之(1973)「戦前における失業対策と失業立法——その形成と特質——」九州大学『法政研究』39巻2-4号合併号, pp. 497-525。  
 浅井晃(1949)「労働力調査のサンプルについて」『統計』1949年4月, pp. 49-61。  
 馬場吉行(1964)『増補 標本調査法の基本問題』有斐

- 関。
- 福田徳三(2012)「失業調査と其に若干の推定」山中茂樹・井上琢智編 復刻版『復興経済の原理と若干問題』関西学院大学出版会(1924年『復興経済の原理と若干問題』同文館), pp.209-259.
- 船木勝也(1963, 1965)「アメリカの1930年失業センサス研究序説(上), (二)」『東北学院論集』43, 47号, pp.63-89, 25-50.
- 一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報センター(2017)『近代統計発達史文庫』.
- 兵庫県社会課(1924)『臨時失業調査報告』.
- 猪間驥一(1926)「大正14年失業統計調査の結果に就て(一), (二), (三)」『都市問題』第2巻第2, 3, 4号, pp.40-55, 48-67, 57-68.
- 岩井浩(1992)『労働力・雇用・失業統計の国際的展開』梓出版社.
- 岩井浩(2010)『雇用・失業指標と不安定就業の研究』関西大学出版部.
- 亀田豊治朗(1920)「簡易統計論」『生命保険会社協会会報』第10巻第2号, pp.1-12.
- 亀田豊治朗(1922)「労働統計に就て」『統計時報』第2号, pp.1-11.
- 亀田豊治朗(1925)「失業統計に就て」『統計時報』第10号, pp.1-17.
- 亀田豊治朗(1933)「時局と数理統計学」『統計集誌』第747号, pp.1-18.
- 上條勇(1927)「各國に於ける失業統計」『統計集誌』第546, 547, 548号, pp.54-67, 24-38, 42-56.
- 笠井秀夫(1939)「長期戦下の労働事情と統制策」『統計集誌』第693号, pp.24-48.
- 加瀬和俊(1991)「戦前日本における失業救済事業の展開過程」『社会科学研究』43巻3号, pp.159-229.
- 加瀬和俊(1997a)「戦前日本の失業統計——『失業状況推定月報』の信憑性——」『社会科学研究』48巻5号, pp.153-173.
- 加瀬和俊(1997b)『戦前期失業統計集成』第1巻～第7巻, 本の友社.
- 加瀬和俊(2011)『失業と救済の近代史』吉川弘文館.
- 川合隆男(1989, 91, 94)『近代日本社会調査史(Ⅰ), (Ⅱ), (Ⅲ)』慶應通信.
- 木村和範(2001)『標本調査法の生成と展開』北海道大学図書刊行会.
- 児島和人(1991)「世論調査の半世紀と今日的課題——情報文化と世論調査に関する考察」『東京大学新聞研究所紀要』第44号, pp.43-71.
- 近藤常次(1930a)「欧州に於ける失業問題対策」『統計集誌』第590, 591, 592号, pp.41-45, 42-45, 44-48.
- 近藤常次(1930b)「米国に於いて行はれた失業調査の実例若干」『統計集誌』第593号, pp.47-53.
- 益田熊雄(1931)「失業統計の方法について」京都帝国大学経済学会『経済論叢』第32巻第1号 pp.234-249.
- 松田芳郎(1999)『第二次世界大戦下の労働移動——「労働動態統計調査」データ——』一橋大学経済研究所日本経済統計情報センター統計資料シリーズNo.50.
- 美濃口時次郎(1934)「日本現下の失業量の測定」『日  
本人口問題研究 第2巻』協同会, pp.311-341.
- 水谷良一(1938)『労働統計論』東洋出版社.
- 森博美(1990)「わが国戦前期の統計基本法規について」大屋祐雪編『現代統計学の諸問題』産業統計研究社, pp.38-67.
- 守岡隆(1951)「標本抽出調査論 歴史」中山伊知郎編『統計学辞典』東洋経済新報社, pp.329-333.
- 守岡隆(1953)「労働力調査標本の新設計について」『統計局研究彙報』第3号, pp.60-73.
- 守岡隆(1955)「昭和25年国勢調査抽出集計結果の実際の標本誤差」『統計局研究彙報』第7号, pp.55-89.
- 内閣統計局(1921~1940)『統計時報』第1号~第98号.
- 内閣統計局(1924)『抽出方法に依る第一回国勢調査結果の概観』.
- 内閣統計局(1925)「失業統計調査の趣旨」『統計集誌』529号, pp.59-62.
- 内閣統計局(1927)『大正14年失業統計調査報告第一巻記述』.
- 内閣統計局(1932)『抽出調査に依る昭和5年国勢調査の概観』.
- 内閣統計局(1933)『大正9年国勢調査記述編』.
- 内閣統計局(1935)『昭和5年国勢調査報告第四巻府県篇』.
- 内閣統計局(1938)『昭和5年国勢調査最終報告書』.
- 内閣統計局(1944)『昭和19年年次勤労統計調査提要』.
- 内務省社会局(1933)『自昭和4年9月至昭和8年8月失業状況推定月報概要』.
- 内務省社会局社会部(1935)『失業者生活状態調査 昭和10年3月』.
- 中山伊知郎(1951)『統計学辞典』東洋経済新報社.
- 日本統計研究所(1960)『日本統計発達史』東京大学出版会.
- 日本統計研究所(1962)『日本統計制度再建史』(統計委員会史稿記述編および資料編Ⅰ~Ⅲ)行政管理庁統計基準局.
- 野々村亨(1925)「吾国現時の失業問題と統計調査」『統計集誌』第528号, pp.23-28.
- 布川孫市(1925)「失業統計調査に就て」『統計集誌』第525号, pp.1-5.
- 尾高煌之助(1984)『労働市場分析——二重構造の日本の展開——』岩波書店.
- 大阪府社会課内大阪職業輔導会(1925)「附録(二)大正13年2月大阪府に於ける失業調査報告概要」『失業の家庭生活に及ぼす影響』大同書院(巻末所収).
- 大阪市社会部調査課(1926)『大阪市に於ける失業統計調査』(労働調査報告第41号).
- 大阪市社会部労働課(1932)『失業者数の推定に就いて』(社会部報告154号).
- 労働運動史料委員会(1959)『日本労働運動史料 第10巻 統計篇』労働運動史料刊行委員会.
- 佐藤正広(2015)『国勢調査 日本社会の百年』岩波書店.
- 関一(1910)「失業問題(其一・其二)」『国民経済雑誌』第8巻5, 6号, pp.1-18, 19-38.
- 下條康麿(1925)「今秋行はる々国勢調査と失業統計調

- 査に就て』『統計集誌』第12号, pp.1-11.
- 昭和同人会(1957)『我国完全雇用の意義と対策』昭和同人会.
- 総務庁統計局(1989)『総理府統計局百年史資料集成第2巻人口下』.
- 総務庁統計局(1992)『統計局・統計センター二二十年史』.
- 総務省政策統括官(統計基準担当)室(2017)『戦後の統計基準行政』.
- 総理府統計局(1948a)『昭和22年臨時国勢調査結果報告(其の3)労働力人口に関する概要』.
- 総理府統計局(1948b)『労働力調査報告第1号』.
- 総理府統計局(1949)『昭和15年国勢調査 昭和19年人口調査 昭和20年人口調査 昭和21年人口調査結果報告摘要』.
- 総理府統計局(1950a)『労働力調査解説』(統計局調査資料第5号).
- 総理府統計局(1950b)『生活状態と転職希望について 昭和24年12月臨時調査結果報告』(労働力調査資料NO.1).
- 総理府統計局(1952a)『労働力調査臨時質問 失業状況実態調査報告 昭和27年3月』(労働力調査資料NO.5).
- 総理府統計局(1952b)『労働力調査総合報告書』.
- 総理府統計局(1952c)『昭和25年国勢調査報告第2巻』.
- 総理府統計局(1954)『昭和25年国勢調査報告第5巻』.
- 総理府統計局(1955)『第2回労働力調査総合報告書』.
- 総理府統計局(1956)『労働力調査臨時調査報告《昭和28年10月, 昭和29年3月, 昭和29年10月, 昭和30年3月》』(労働力調査資料NO.7).
- 総理府統計局(1957)『昭和31年就業構造基本調査報告』.
- 総理府統計局(1962)『昭和37年3月 労働力調査特別調査報告』(労働力調査資料NO.14).
- 総理府統計局(1973)『総理府統計局百年史資料集成第1巻総記上』.
- 総理府統計局(1976, 1983)『総理府統計局百年史資料集成 第2巻人口 上, 中』.
- 総理府統計職員養成所(1950)『統計講座第6編 労働統計』日本統計協会.
- 東京統計協会(1914~1944)『統計集誌』第395~754号.
- 統計学社(1920~1941)『統計学雑誌』第405~666号.
- 統計懇話会(1948)『米国の統計事情——標本抽出法の進展——』青雲書院. (米国統計基準部「アメリカ合衆国政府統計業務」・国際連合統計委員会「統計的標本調査に関する小委員会の報告書」の翻訳と解説)
- 東京市統計課(1925)『東京市に於ける失業概況』『統計学雑誌』第467号, pp.59-64.
- 戸田貞三(1926)『家族の研究』弘文堂書房.
- 戸田貞三(1937)『家族構成』弘文堂書房.
- 山本正治(1950)『最近の我国における雇用, 失業および労働力統計の批判的摂取の方向』和歌山大学経済学会『経済理論』第1号, pp.147-201.
- 柳沢保恵(1923)『失業統計に就て』『統計学雑誌』第445, 446, 447号, pp.161-166, 220-227, 241-245.
- 遊佐敏彦(1924)『我国最初の失業調査——神戸市の失業状態考察——(上), (下)』『社会政策時報』第45, 46号, pp.76-86, 131-138.
- 梅村又次(1964)『戦後日本の労働力——測定と変動——』岩波書店.
- 上藤一郎(2018)『第一回国勢調査と日本の統計学——亀田豊治郎による抽出結果と学說的意義——』『経済研究』第69巻2号, pp.97-114.
- Bowley, A. L. (1936) "The Application of Sampling to Economic and Sociological Problems," *Journal of American Statistics Association*, Vol. 31, No. 195, pp. 474-480.
- Duncan, J. W. and W. C. Shelton (1978) *Revolution in United States Government Statistics 1926-1976*, U. S. Department of Commerce, Office of Federal Statistical Policy and Standards.
- ILO "International Conference of Labour Statistics," <<http://www.ilo.org/global/statistics-and-atabases/meetings-and-events/international-conference-of-labour-statisticians>>.
- Kameda, T. (1930) *Application of the Method of Sampling to the First Japanese Population Census*, XIX<sup>e</sup> Session de L'institute International de Statsistique, Tokio.
- U. S. Bureau of Labour Statistics and Census Bureau (2006) *Current Population Survey Technical Paper 66*.